

和歌山県サイクルステーションデザイン使用取扱要領

(目的)

第1 この要領は、和歌山県サイクルステーションのデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 デザインは別記のとおりとする。

(使用目的)

第3 和歌山県サイクルステーションに登録されている施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該施設が県に登録されているサイクルステーションであることを広報するため、デザインを使用することができる。

- (1) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (2) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (3) 県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (4) 県独自の事業又は県の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (5) 暴力団及び暴力団関係者の活動に利用する場合
- (6) その他県が使用すべきでないと認めた場合

(使用の届出)

第4 和歌山県サイクルステーションに登録されている施設の管理者は、デザインを使用しようとするときは、あらかじめ和歌山県サイクルステーションデザイン使用届（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別記に定められた色、形等を正しく使用すること。
- (2) デザイン等を使用する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 第3に定める以外の目的で使用しないこと。

(使用状況の調査)

第6 知事は、デザインの使用状況について、必要に応じ調査を行うことができるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、適正でない使用が認められるときは、デザインの使用ユーザーに対しその改善を指示することができる。

附則

この要領は平成29年10月31日から施行する。

別記



サイクルステーション

■	DIC582 K100%
■	DIC91 C52%・Y80%
■	DIC G-68 C25%・M20%・Y80%
□	ホワイト
■	DIC156 M100%・Y100%

(別記第1号様式)

和歌山県サイクルステーションデザイン使用届

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

和歌山県サイクルステーションのデザインを使用したいので届け出ます。

記

使用媒体	
使用目的	
使用内容	
使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日 ※長期継続使用の場合は、「至」は登録期間満了日を記載

【担当者連絡先】

氏 名	電話番号
-----	------

届出に必要な添付書類

- (1) デザインの掲載内容の分かるもの (掲載媒体見本等)
- (2) その他参考となるもの